

事業所の皆さまへ

事業系廃棄物（ごみ）の 適正処理をお願いします！



事業活動より発生した「事業系廃棄物」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき事業者自らの責任と負担により適正に処理しなければなりません。

事業を行っている皆さんは、このパンフレットをよくお読みになり、ごみの適正な処理を行うようお願いいたします。

倶知安町

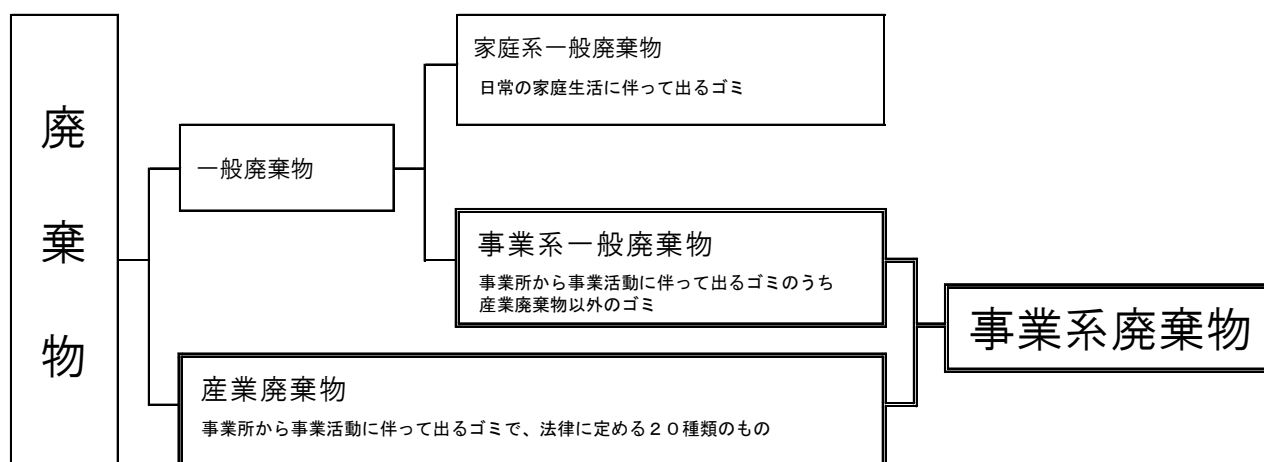
事業系一般廃棄物（事業活動により発生するごみ）とは

家庭の日常生活から発生するごみとは区別して、会社やお店などから出る事業活動に伴って発生する廃棄物（ごみ）のことを「事業系廃棄物」といい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、表1のとおりとなっています。

なお、事業活動とは、店舗・事務所・工場などの営利を目的したものだけでなく、病院・学校・官公署などの公共サービス等の活動も含まれます。

また、会社経営だけでなく個人経営の事業所も対象となります。

【表1 廃棄物の体系】



事業系ごみには、産業廃棄物と事業系一般廃棄物とがあり、産業廃棄物は法律で20種類が定められています。産業廃棄物以外のごみを一般廃棄物と定義しています。

事業系廃棄物は、紙くず・生ごみ・木くず以外のほとんどが産業廃棄物に該当しますので、事業系一般廃棄物は主に紙くず・生ごみ・木くずとなります。（表2で確認してください。）

不法投棄・野焼きは禁止されています。

注意

ごみをみだりに道路や空き地に捨てることは、法律で禁止されています。

違反者には5年以上の懲役若しくは1,000万円（法人の場合は1億円）以下の罰金、又はその両方が課せられます。

ごみを野外や簡易焼却炉で焼却することは、一部の例外を除き法律で禁止されています。

違反者には5年以上の懲役若しくは1,000万円（法人の場合は1億円）以下の罰金、又はその両方が課せられます。

事業所からでるごみは、自ら処理する責任があります。

事業系一般廃棄物の処理

事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って発生するごみで、産業廃棄物以外のものをいいます。

事業系廃棄物は、紙くず・生ごみ・木くず以外のほとんどが産業廃棄物に該当しますので、事業系一般廃棄物は主に紙くず・生ごみ・木くずとなります。(表2で確認してください。)

倶知安町では、事業系一般廃棄物の収集・運搬は行っていません。

家庭系一般廃棄物の集積場所(ごみステーション)へは、排出しないでください。

倶知安町清掃センターへ自ら搬入するか、又は一般廃棄物収集運搬業の許可業者へ依頼してください。

ただし、一度に大量に排出する場合や適正処理困難物などは、倶知安町清掃センターでは受け入れ出来きませんので、一般廃棄物処分業の許可業者へ依頼してください。

○ 一般廃棄物収集運搬許可業者

業 者 名	電話番号	住 所
(有)細田産業	22-1394	倶知安町北4条東4丁目
(株)倶知安環境サービス	22-2531	倶知安町北3条東4丁目
後志運輸(株)	22-5508	倶知安町南1条東1丁目
ニセコ環境(株)	22-0745	倶知安町字峠下
(株)イー・エフ・エッチコンサルタント	23-3150	倶知安町南11条東1丁目

○ 一般廃棄物処分許可業者

業 者 名	電話番号	住 所
ニセコ環境(株)	22-0745	倶知安町字峠下

倶知安町清掃センターへ直接搬入する場合、町の指定ごみ袋に入れる必要はありませんが、「燃やせるごみ」・「生ごみ」など家庭系一般廃棄物の分別方法に倣って分別して搬入してください。

処理手数料は10kg毎に40円で、清掃センター窓口で支払うこととなります。

清掃センター住所 倶知安町字旭279 電話番号：22 - 5355

お問い合わせ先 役場：環境対策室 電話番号：56 - 8008(直通)

産業廃棄物の処理

事業から出る廃棄物は、紙くず・生ごみ・木くず以外のほとんどが産業廃棄物に該当します。表2で確認してください。

倶知安町では、産業廃棄物の収集・運搬・処分は行っていません。

家庭系一般廃棄物の集積場所（ごみステーション）への排出及び倶知安町清掃センターへの搬入はしないでください。

産業廃棄物の処理は、北海道知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に依頼してください。

○ 産業廃棄物収集運搬許可業者

業 者 名	電話番号	住 所
(有)細田産業	22-1394	倶知安町北4条東4丁目
(株)倶知安環境サービス	22-2531	倶知安町北3条東4丁目
ニセコ環境(株)	22-0745	倶知安町字峠下
(株)イー・エフ・エッチコンサルタント	23-3150	倶知安町南11条東1丁目

○ 産業廃棄物処分許可業者

業 者 名	電話番号	住 所
ニセコ環境(株)	22-0745	倶知安町字峠下

産業廃棄物処理業の許可業者は他にもありますので、詳しくは、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課ホームページで確認してください。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/meibo01/meibo_main.htm

【表2 産業廃棄物の種類と具体的な例】

区分	種類	具体的な例
あらゆるゆ事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	焼却炉の残灰などの各種焼却かす、活性炭
	(2) 汚泥	排水処理の汚泥・建設汚泥などの各種泥状物
	(3) 廃油	グリス(潤滑油)・大豆油など鉱物性動植物性を問わず全ての廃油
	(4) 廃酸	廃写真定着液など有機性無機性を問わず全ての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	廃写真現像液・廃金属石けん液など有機性無機性を問わず全てのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	発泡スチロールくず・合成繊維くずなど固形状液状を問わず全ての合成高分子系化合物(合成ゴムを含む)
	(7) ゴムくず	天然ゴムくず(注:合成ゴムは廃プラスチック類)
	(8) 金属くず	鉄くず・アルミくずなど不要となった金属、金属の研磨くず・切削くずなど
	(9) ガラス・コンクリート・陶磁器くず	板ガラス・耐火レンガくず・タイル・石膏ボード等 コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず
	(10) 鉱さい	鑄物砂・サンドブラストの廃砂・不良石炭・各種溶鉱炉かす等
	(11) がれき類	工作物の新築・改築・除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片等
	(12) ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
業種等が限定されるもの	(13) 紙くず	建設業・パルプ製造業・製紙業・紙加工品製造業・新聞業・出版業・製本業・印刷物加工業から発生する紙くず
	(14) 木くず	① 建設業・木材又は木製品製造業(家具製品製造業)・パルプ製造業・輸入木材卸売業・物品賃貸業から発生する木くず・おがくず・パーク類等 ② 貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む)(注:排出事業者の業種限定は無い。)
	(15) 繊維くず	建設業・衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から発生する天然繊維くず
	(16) 動物系固形不要物	と畜場で解体等した獣畜や食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(17) 動植物性残さ	食料品製造業・医薬品製造業・香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物(魚や獣のあら、醸造かす、発酵かす、おから等)
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・めん羊・にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・めん羊・にわとり等の死体
	(20) 汚泥のコンクリート固形化物など、(1)～(19)の産業廃棄物を処分するために処理したもので、(1)～(19)に該当しないもの	

※ 上記表の(13)～(19)は、同じ廃棄物であっても業種が該当した場合は産業廃棄物で、それ以外の場合は、事業系の一般廃棄物となります。(ただし、(14)②は全ての業種で産業廃棄物となります。)